

# 市税課からのお知らせ

## 軽自動車税(種別割)の令和4年度グリーン化特例(軽課)の見直しについて

令和4年度から、軽自動車税(種別割)のグリーン化特例(軽課)の税率が下記の表のとおり変更となります。初度検査年月が令和3年4月から令和4年3月までの軽自動車かつ、次の基準を満たす排出ガス性能及び燃費性能の優れた車両について、令和4年度分に限り、軽自動車税が軽減(軽課)されます。

### グリーン化特例(軽課)基準

- ①電気軽自動車・天然ガス軽自動車  
(平成21年排出ガス基準窒素酸化物10%低減達成又は平成30年排出ガス規制適合)
- ②乗用(営業用):令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度基準90%達成車
- ③乗用(営業用):令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度基準70%達成車

### グリーン化特例(軽課)税率(令和4年度～)

車種区分			税率(年額)			
			基準①75%軽減	基準②50%軽減	基準③25%軽減	
軽自動車	三輪		1,000円	2,000円	3,000円	
	四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	2,700円	軽課対象外	軽課対象外
		貨物用	営業用	1,000円	軽課対象外	軽課対象外
			自家用	1,300円	軽課対象外	軽課対象外

※②、③については、平成17年排出ガス基準窒素酸化物等75%低減達成又は平成30年排出ガス基準窒素酸化物等50%低減達成車に限り、また、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限り、また、

※三輪については、乗用営業用のみ対象となります。

※初度検査年月及び各燃費基準の達成状況は、自動車検査証に記載されています。

### ■軽自動車や原動機付自転車の廃車・住所変更はお早めに!

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在の所有者に課税されます。年度末は窓口が混雑しますので、車両の廃車・譲渡や住所変更等の際は、車両を所管する機関で、早めの手続きをお願いします。



▶市税課(☎64・3145)



## ～定住自立圏事業～ はいかい高齢者等見守りSOSネットワーク

播磨科学公園都市圏域定住自立圏(たつの市・宍粟市・上郡町・佐用町)では、圏域全体で認知症等により道に迷ってしまったり、行方不明になる可能性がある方の見守りネットワークを構築し、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めています。

ご登録いただいた方には、万が一方向不明等になった際、早期発見のための目印となるよう靴に貼っておく「ピカッとシューズステッカー」を配付し、関係機関やネットワーク協力機関(警察・福祉施設・商店・金融機関等)とが連携し、速やかな発見・保護に努めています。

※事前に本人の身体的特徴や連絡先、写真などの登録が必要です。  
詳しくは、お問い合わせください。



ピカッとシューズステッカー見本

▶地域包括支援課(☎64・3125)

# 選挙管理委員会からのお知らせ

今年、たつの市議会議員選挙、参議院議員通常選挙が予定されています。これらの選挙が公正かつ適正に行われ、有権者の意思が政治に正しく反映される「明るい選挙」を推進しています。

## ○禁止されている選挙運動について

選挙運動は、選挙の公平性を確保するために、一定のルールが定められており、禁止されている選挙運動は次のとおりです。

### ア 戸別訪問

投票依頼などの選挙運動の目的で、戸別に有権者の家や会社などを訪問すること。なお、選挙運動期間外に行う後援会入会の勧誘に関しては、政治活動として認められています。

### イ 飲食物の提供

選挙運動に関して飲食物を提供すること。これは、いかなる名義であっても禁止されています。ただし、湯茶に伴い通常用いられるお茶請け程度の菓子や、選挙期間中に運動員と労務者に対して選挙事務所ですら食事するために限られた範囲内での弁当の提供は認められています。

### ウ 買収及び供応

特定候補者の当選又は当選させないことを目的に、金銭を送ることや供応接待すること(買収)。この場合、金銭、物品、供応接待を受けた者や要求をした者も処罰されます。

### エ 選挙後のあいさつ行為

選挙後に有権者に対して、当選又は落選に関するあいさつをする目的で行う次の行為



制限されるあいさつ行為

## ○政治家の寄附行為の禁止について

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは名義のいかんを問わず、特定の場合を除いて禁止されています。また、政治家が役員又は構成員となっている会社や団体が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような形で寄附をすることも、有権者が寄附を求めるとも禁止されています。

### 【禁止されている寄附の例】

葬式の花輪・供花、香典(政治家本人が通夜又は告別式に出席して渡す場合は除く)、お中元・お歳暮、入学祝い・卒業祝い、出産祝い、開店祝いの花輪、病気見舞い、祭りやスポーツ大会への寄附や差し入れなど

### ★みんなで守ろう「三ない運動」

- ・政治家は有権者に寄附を贈らない
- ・有権者は政治家に寄附を求めない
- ・政治家から有権者への寄附は受け取らない

## ○郵便等による投票制度について

身体障害者手帳や戦傷病者手帳をお持ちの方のうち、一定の障害がある方や、介護保険の被保険者証をお持ちで要介護状態区分が「要介護5」の方が、自宅等においてご本人が投票用紙に記載して、これを郵便等で送付する制度です。

該当される方は、投票に先立って、郵便等による投票をすることができることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を、選挙管理委員会に申請する必要があります。詳しくは、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

▶選挙管理委員会事務局(☎64・3183)